特集∕貧困削減─先進国に向けられる目



繊維製品貿易―自由化の帰趨

繊維・衣類の管理貿易から自由化への歴史 少ない工業品でもある。そこで以下では、 同品目は最貧国が競争力を持ち得ている数 れ以外の国に対する数量制限は撤廃された。 対米・EU輸出への規制は復活したが、そ うに繊維・衣類に強い競争力を持つ中国の 五年一月一日をもってこの管理貿易の歴史 きにわたる貿易制限の歴史があり、二〇〇 維・衣類である。繊維・衣類については長 とが挙げられているが、その具体例の筆頭 と現状を俯瞰し、将来を展望する。 が幕を閉じることになっていた。後述のよ いことを指し、その重要な対象の一つが繊 は「最貧国からの輸入品に対する無関税・ て「最貧国の特別なニーズに取り組む」こ 無枠」である。無枠とは輸入数量制限がな ミレニアム開発目標のターゲット13とし

先進国の貿易規制と繊維製品

力を持ち始める軽工業品を巡るものであっる貿易摩擦は主として、発展途上国が競争化する。先進国と発展途上国との間で生じいる国々の間の主要貿易品目に関して先鋭ー般に貿易摩擦は、貿易不均衡が生じて

た。その典型が繊維・衣類である

廃することとした。この結果、二〇〇五年 その後徐々にクォータ品目を削減して、一 のクォータをできるだけ一〇〇%満たすよ 間輸入数量枠(クォータ)が、輸入国から 製品に拡大された。具体的には品目毎に年 効し、貿易規制の範囲が綿製品以外の繊維 四年からは多繊維取り決め(MFA)が発 九七四年まで続く綿製品の長期取り決め アメリカ、カナダおよびヨーロッパ諸国と うに取り組んだのである。WTOは一九九 各輸出国に対して指定され、各輸出国はそ 日本等アジア諸国の間で短期繊維取り決め ることを余儀なくされた。一九六一年には の輸出自主規制をアメリカに対して実施す つようになり、一九五七年に日本は綿製品 先進諸国への繊維製品の輸出の増加が目立 ○○四年末には全ての品目のクォータを撤 体制を解消するための「繊維及び繊維製品 五年の設立時に、この繊維製品の管理貿易 (衣類を含む。)に関する協定」を定め、 (LTA) に引き継がれた。そして一九七 (STA) が交わされ、それは翌年から 遡れば一九五○年代には日本から当時の

月一日にMFA体制は終焉を迎えた。

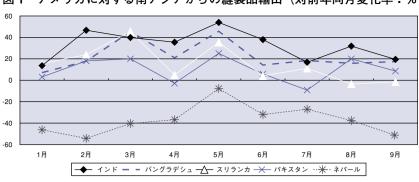
●アジアの貧困削減と繊維製品貿

このように長期にわたって管理貿易が続く中、アジア諸国は繊維製品輸出の主役でく中、アジア諸国は繊維製品輸出の主役であり続けた。また近代的な紡績機、織機が生産現場において支配的になるまでの間は、(縫製)も労働力を集約的に用いる典型的な労働集約産業であった。「女工哀史」と呼ばれるほどの厳しい労働条件が課せられた反面、それは女性労働者の大規模な雇用た反面、それは女性労働者の大規模な雇用た反面、それは女性労働者の大規模な雇用た反面、それは女性労働者の大規模な雇用を済動者に、輸出指向経済発展の恩恵を分け

本の国民所得が上昇して賃金が高まってく 「雁行形態」的に交替していった。一九五 「唯行形態」的に交替していった。一九五 に韓国や台湾が台頭した。また、STAか に韓国や台湾が台頭した。また、STAか に韓国や台湾が台頭した。また、STAか に韓国や台湾が台頭した。また、STAか に韓国や台湾が台頭した。また、STAか に韓国や台湾が台頭した。また、STAか に韓国や台湾が台頭した。また、STAか に韓国や台湾が台頭した。また、STAか に対して、さらにはMFAへと展開する管 をしていった。一九五

山形辰史

図1 アメリカに対する南アジアからの縫製品輸出(対前年同月変化率:%)



●クォータ撤廃後の構造変化

しかしこれら低所得国の衣類輸出増は、

南アジアおよび中国へと移っていった。
を移していった。同様の雁行形態的メカニズムが韓国、台湾、香港にも作用し、これズムが韓国、台湾、香港にも作用し、これが諸国・経済から他のアジア地域への直接の諸国・経済から他のアジア地域への直接の諸国・経済から他のアジア地域への直接の諸国・経済が増加した結果、衣類の輸出拠点は東南ア

この他、レソト、 る (一九九八年)。衣類輸出は同国の輸出 ず、世界で一二位の衣類輸出国となってい 類輸出を増やした。 EUの提供する輸出優遇政策を活用して衣 南アフリカで有数の衣類輸出国となった。 出を伸ばしている。サハラ以南アフリカに 様に東南アジアのLDCであるカンボジア は最貧国)に分類されているにもかかわら 東南アジアの中進国を追う形で、衣類輸出 インド洋の島国であるモーリシャスは一九 も衣類輸出を大きく増加させた国がある。 総額の四分の三を占めるに至っている。 グラデシュは後発発展途上国(LDCまた べて衣類輸出を伸ばしている。中でもバン である。例えば南アジアの主要国はおしな を顕著に増加させてきた国々が現れたこと 八〇年代から衣類輸出を伸ばし、 ケニア、スワジランドも、 一九九〇年代半ば以降、大きく衣類輸 南アフリカ、 アメリカや マダガスカ サハラ以 同

> これらの国々の経済発展という観点からは 額面通りには受け取られなかった。という 額面通りには受け取られなかった。という のは、前述のようにこれら低所得国の衣類 のは、前述のようにこれら低所得国の衣類 の輸出にもクォータという輸出上限枠がか かった中での輸出成長だったからである。 大類を含む繊維製品貿易が二〇〇五年一月 一日以降完全に自由になったら、これら低 見方が支配的であった。二〇〇四年半ばに 見方が支配的であった。二〇〇四年半ばに 会表されたWTOの研究者の予測も、中国 が衣類市場を席巻し、それに続くのはイン が衣類市場を席巻し、それに続くのはイン が衣類市場を席巻し、それに続くのはイン が衣類市場を席巻し、それに続くのはイン が衣類市場を席巻し、それに続くのはイン

方、近年注目されてきた傾向は、東・

を伸ばしてきた。具体的には南アジア四カ 攪乱されることなく、 比六八・九%の成長を遂げた。この間いく その主要衣類輸出相手であるアメリカに対 究者の予測は中国、インドについては的中 国の輸入については後述する)。WTO研 リカに続く主要衣類市場であるEU一五カ る全ての低所得国に生じてはいない(アメ されたほどの壊滅的影響が縫製品を輸出す り、WTO研究者や他の大方の予測で示唆 時点までのアメリカの輸入データを見る限 して二〇〇五年一~九月にかけて前年同期 している。最新のデータによれば中国は、 つかの低所得国は中国製衣類輸出の急増に 翻って二〇〇五年一月以降、同年九月の 両国からの衣類輸出は大きな伸びを示 カンボジア、 インドネシア、 順調に対米衣類輸出 ハイチが

びを見せていることである。これにはクォ

ラデシュ、スリランカも二〇%台を中心と 異なっていたのは、インド以外の主要な南 二〇〇五年に入ってからも順調な輸出の伸 であろうと予想されたバングラデシュが、 いるがゆえに、自由化の悪影響が最も深刻 ており、低価格帯の製品を中心に生産して れるのは、輸出の四分の三を衣類に依存し 後半から五○%台までの高い成長率を記録 年九月までの全ての月について、

一○%台 図1に明らかなように、インドは二○○五 カへの衣類輸出の伸びを示したことである。 アジア諸国が、高水準かつ安定的なアメリ WTO研究者の予測通りであった。予測と を示しているのがインドであることまでは ら、これらの国々を含む主要発展途上国の 輸出成長を果たしている。図を参照しなが した月別伸び率を示している。特に注目さ している。それには及ばぬものの、バング ばしたのが中国で、これに次ぐ高い伸び率 衣類輸出パフォーマンスを検証していこう。 一〇〇五年に入ってからも順調な対米衣類 一○○五年初めから最も大きく輸出を伸

となった結果、それまで暗黙裡にクォータ

を得られなくともアメリカへの輸出が可能

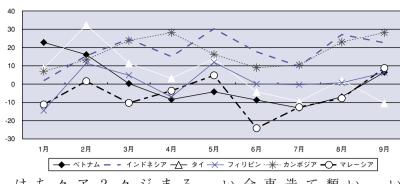
いる可能性がある。というのは、クォータータ制度廃止のプラスの効果が反映されて

配分から排除されてきた新規参入外資企業

きが出ているからである。このようにバンがバングラデシュへの直接投資を始める動

グラデシュにおいては、二〇〇四年末まで

32 アメリカに対する東南アジアからの縫製品輸出(対前年同月変化率:%)



いる。 に噂されていた衣類産業危機論は後退して

この他、ネパールの衣類輸出は縮小している。近年のインド経済の成長および構類輸出は拡大していることが図1に示されている。近年のインド経済の成長および構類を代は、周辺国の同様の変化を想起させ、カリランカ、パキスタンの衣をが出ば、カリランカ、パキスタンの衣をが出ば、カリランカ、パキスタンの衣をが出ば、カリランカ、パキスタンの衣をが出ば、カリランカ、パキスタンの衣料・

地域全体の衣類輸出が高成長を続けているのは南アジアのみである。二〇〇四年末までは衣類輸出の一大拠点であった東南アジアも、二〇〇五年初めからいくつかの国々を除いて、衣類輸出が減少している。図2によれば、タイ、フィリピン、マレーシアといった一人当たり所得が比較的高い国々では、アメリカへの衣類輸出が大きく落ち込んでいる。また、ベトナムも四月以降ち込んでいる。また、ベトナムも四月以降ち込んでいる。また、ベトナムも四月以降は減少に転じていることが注目される。

賃金に関する監視が厳しく、その輸出はア 対照的に一貫して高成長を維持している のがインドネシアとカンボジアである。両 の線を中心に変動している。カンボジアは がングラデシュと同様、他の発展途上国よ り後発のLDCと分類されているうえ、輸 出の四分の三程度を衣類に依存している。 したがって、二〇〇五年初めの衣類貿易自 したがって、二〇〇五年初めの衣類貿易自 したがって、二〇〇五年初めの衣類貿易自 はの影響が強く懸念されていた。カンボ ジアにおいては縫製工場の労働条件や最低

> いう乱方がある。 されにくいことが、競争上有利に働いたとメリカの消費者団体や労働組合から問題視

これらの国々からのアメリカへの衣類輸出 きた。しかし、二〇〇五年に入ってからは は横這い、または微減となっている。 それまでのような輸出の増勢は見られない 基づく免税措置を活用し、二〇〇四年まで であるアフリカ成長機会法 ランドといった国々が、アメリカの国内法 輸出を縮小している(図3)。これら以外 国は既に一人当たり所得が上昇し、衣類の シャスが衣類輸出の先発国であったが、 にアメリカへの衣類輸出を大幅に伸ばして にレソト、マダガスカル、ケニア、スワジ 人当たり所得の高い南アフリカと共に衣類 国際競争力を失いつつある。同様に平均 サハラ以南アフリカ諸国の中ではモーリ (AGOA)

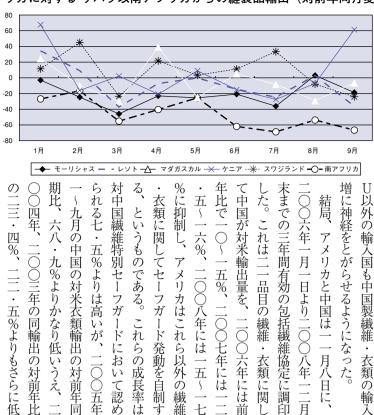
また、つい最近、それまで公表が控えられてきた二〇〇五年一月から八月までのEUの輸入データが一気に公開された。これによればEU市場においても中国、インドの輸出が急増しており、バングラデシュ、カンボジアを含む他の国々は前年同期比でカンボジアを含む他の国々は前年同期比でクの衣類の輸出国構成に大きな変化を与えるまでのものではない。

中国とアメリカ、EU

衣類市場に与える影響の大きさは、中国のアメリカにとって、中国の世界の繊維・

WTO加盟時に既に折り込み済みであった。 WTO加盟時に既に折り込み済みであった。 一〇五年初めの自由化後に中国製繊維・ 力は、中国のWTO加盟の条件として二〇 力は、中国のWTO加盟の条件として二〇 方は、中国のWTO加盟の条件として二〇 方は、中国のWTO加盟の条件として二〇 大類の輸入が激増することを恐れたアメリカは、中国のWTO加盟の条件として二〇 方は、中国のWTO加盟の条件として二〇 大類の輸入が激増することを恐れたアメリカは、中国のWTO加盟の条件として二〇 大類の輸入が激増することを恐れたアメリカは、中国のWTO加盟時に既に折り込み済みであった。

りに二〇〇八年まで中国がEUへの繊維 受けてアメリカは、五月に衣類七品目に関 麻糸のセーフガード発動を取りやめる代わ の間に合意が成立し、EUがTシャツと亜 撤廃した。しかし六月一○日に中国とEU て前年末に課し始めた繊維・衣類輸出税を 中国は、当初強硬な姿勢を示し、報復とし 国に衣類輸出の規制を求めた。これに対し EUもセーフガード発動を視野に入れ、 増、EUは四六・五%増であった。これを 輸出増は、アメリカで前年同月比約三〇% 擦を予期し、この勢いを抑えるために繊維 類輸出の大幅な伸びと、それに伴う貿易摩 してEU諸国の国境には、 数カ月先を見越して注文、 った。しかしこのような急激な貿易制限は、 してセーフガード発動を発表した。同時期 て予想通り二〇〇五年一月の中国製衣類の 衣類取引の慣行に合わないもので、結果と 衣類輸出を年間約一○%に抑えることとな 衣類輸出に輸出税を課し始めた。果たし 二〇〇四年一二月の時点で中国政府は衣 発注されたもの 生産を行う国際



れが決裂するとアメリカは、セーフガード は難航した。協議が幾度となく開かれ、 協定が締結されることとなった。 対象品目を増やす、といった対応を繰り返 の輸入の認められない衣類が山積みされる 一方、アメリカと中国の繊維摩擦の解決 結局九月に再調整のための新 そ

られる七・五%よりは高いが、二〇〇五年 対中国繊維特別セーフガードにおいて認め 年比で一〇~一五%、二〇〇七年には一二 末までの三年間有効の包括繊維協定に調印 られることになる。 類輸出の伸びは、 の二三・四%、 期比、六八・九%よりかなり低いうえ、| る、というものである。これらの成長率は、 %に抑制し、アメリカはこれら以外の繊維 て中国が対米輸出量を、二〇〇六年には前 ○○四年、二○○三年の同輸出の対前年比 ・五~一六%、二〇〇八年には一五~一七 一〇〇六年一月一日より二〇〇八年一二月 ・衣類に関してセーフガード発動を自制す ~九月の中国の対米衣類輸出の対前年同 こた。これは二一品目の繊維・衣類に関し 結局、アメリカと中国は一一月八日に、 したがって、 一二一・五%よりもさらに低 自由化前の値よりも低め 中国からアメリカへの衣

先進国の責務

中でもサハラ以南アフリカ諸国は、AGO ちろん、この一年間は苦汁を飲んだ国々、 も一定程度の成長を維持したバングラデシ する他の衣類輸出発展途上国の参入の余地 びが抑制されることで、インドをはじめと で大きな成果が上がったと言える。 目標の目標8達成に向けた改善という意味 を撤廃したという点から、ミレニアム開発 ているものの、最貧国に対しては数量制限 Uについては中国との間で数量制限を残し す可能性がある。このようにアメリカ、F ュ、カンボジア、ハイチといった国々はも が増えることは確実である。二〇〇五年中 ○四年までに実現したような活況を取り戻 を含んだコトヌー協定をきっかけに、二〇 A、およびヨーロッパ諸国の輸入促進措置 中国のアメリカ、EU向け衣類輸出の伸

動する準備を完了するなど、アメリカ、E

の繊維・衣類輸入に対しセーフガードを発

した。一○月に入るとブラジルも中国から

続けてきたにもかかわらず、 輸入の関税を免除してきた。このように形 対して課してはこなかった。そしてLDC が採ったような輸入数量制限を衣類輸入に あって、これまでアメリカやカナダ、EU いては課題が残っている。日本はかつて同 日本の繊維・衣類輸入国としての側面につ 式的には文句のつけようのない制度を取り には一般特恵関税制度を適用して、 品目の主要な輸出国であったという経緯も しかし、これまで全く触れてこなかった EUの状況と全く異なり、 現実にはアメ LDCか 同品目

> 増やすことが求められているのである。 ネスマンが中国で行っていることを、 国から輸入はできないであろう。そして、 されている。ベトナムでさえ国連の定義で シェアしかない。そしてこれら上位五カ国 はイタリア、ベトナム、韓国、 国の多いアフリカにおいて実施し、 国支援という文脈では、 斟酌してくれるわけでなく、ただ単に 情があったとしても、それを他の先進国は が困難ということになろう。そのような事 の難しい最貧国においては、日本への輸入 類を販売する側の人々の関与なしには最貧 生産・輸入するという方法が採られている 工場に発注し、仕様等を細かく指定して、 が非常に小さいという結果になっている。 はLDCに分類されていないことから、 だけで日本の衣類輸入の九三・三%が満た タイと続き、それ以外の国々は一%以下の 九月のデータでは、日本の衣類輸入の八一 らの衣類輸入が殆どない。二〇〇五年一~ えて批判の材料とされることがある。 貧国からの輸入が少ない」という現象を捉 日本人が定着して生産に関わり続けること ことが多いと思われる。実際上、日本で衣 日本の小売りあるいは卸売り業者が中国の 本への衣類輸出にはLDCの関与の度合い 四%が中国からのものである。二位以下 実情として日本の衣類輸入においては、 現在の日本人ビジ アメリカ、 日

ーアジ研ワールド・トレンド No.125 (2006. 2)

(やまがた) たつふみ/アジア経済研究

所開発研究センター